

小学校低学年における外国語教育の全国的動向

必修ではない状況下での地域差

青田 庄真

1. 教育の機会均等と小学校英語教育の拡大

小学校の英語教育はどのような方向に向かうのだろうか。1992年に研究開発学校での実践が始まって以来、小学校における英語教育は対象が次第に拡大ならびに制度化してきており、学習指導要領上に位置付けられていないのは、2020年度までに低学年のみとなった。今後、その対象は低学年にまで広がっていくのだろうか。早期英語教育は国民的関心事の一つとも言え、現状やそれをもとにした今後の展望について考察することは有益な情報となるだろう。また、制度化されていない状況下で各自治体が独自の英語教育を実施することでどのような問題が生じるのだろうか。本研究では、筆者が行った全国調査をもとに、日本の小学校低学年における外国語教育の全国的動向ならびにその地域差を明らかにすることを試みる。また、それを通して低学年における今後の英語教育について議論するための端緒を得ることを目指す。

先述のとおり、日本の小学校における英語教育は拡大と制度化を重ねてきた。まずは寺沢（2020）などをもとにその過程について概観する。現在の小学校英語教育の始まりとしてしばしば言及されるのは、1986年における臨時教育審議会の第二次答申である。この答申で「英語教育の開始時期についても検討を進める」と言及され、1992年以降実際に実施されていくこととなった。1992年には2つの小学校が研究開発学校として英語教育の実施を開始し、その後1996年までに全ての都道府県に研究開発学校が設置された。続いて1998年には学習指導要領が改訂され、その中で新設された「総合的な学習の時間」の一部として英語教育が位置づけられた。「総合的な学習の時間」において学校ごとの裁量で英語教育を実施することが認められたという形である。そして、2008年告示の学習指導要領で5・6年次における英語教育が「外国語活動」の形で必修化されるのであるが、その必修化にあたって当時の小学校英語教育の「ばらつき」が論拠とされた。例えば、中央教育審議会は、答申で「現在、各学校における取組に相当ばらつきがあるため、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国として各学校において共通に指導する内容を示すことが必要である」（文部科学省、2008）と述べている。なお、当時は総合的な学習の時間などを用いて全国多くの小学校が英語教育を実施していたことが知られており、後述の文部科学省の調査等で9割以上の小学校が何らかの英語教育を実施しているという状況が指摘されていた。同時に、授業時数や内容などにはばらつきも指摘されていた。そして、2017年告示の学習指導要領によって3・4年次に必修の「外国語活動」が、5・6年次に新たな教科である「外国語」が設けられた。1・2年次の英語教育については学習指導要領上に特に位置付けられていない。

青田（2019）などが既に指摘しているように、上記の2008年の必修化は、制度化されていない状況で独自の取り組みが全国に広がった結果、それが制度化される流れとなった例である。このように独自の英語教育が全国に広がった後に制度化される例は他にも見られ、寺沢（2014）が指摘する中学校における英語教育の必修化もその好例である。また、制度化されていない英語教育が広がる過程について、大桃・押田（2014）では、英語教育を実施しない地域の保護者からの要望に基づき市内の小学校で一斉に独自の英語教育が開始された例が報告されている。

2. 多様性を後押しする諸制度

1990年代以降、行政全体が地方分権改革や規制緩和を進めるなか、教育課程に関しても多様化を後押しする仕組みが拡大されていった。とりわけ、2003年に開始された「構造改革特別区域研究開発学校」を前身として、2008年に「教育課程特例校」の制度が開始され、特例を受けた学校は学習指導要領等の規定によらない教育課程を編成できることとなった。また、これとは別に2000年度からは従来の研究開発学校が学校の設置者が主体的に応募できる形となった。こちらも学習指導要領等の規定によらない教育課程を編成することを可能とするものである。以上を代表例として、特別の教育課程の編成を認める制度は複数存在し、それらを実際に利用する自治体や学校も決して例外ではない。例えば、上記の教育課程特例校は地域の実態等に応じて独自の教育課程を編成できる特例であるが、2024年4月現在すべての都道府県にあり、全国の1,845校がこれに該当する。以上は、集権的な制度と併存している多様性を志向する制度の例であるが、集権・分権の二項対立的な見方によって集権的な制度のもとでも多様な取り組みはあり得ることが見落とされるのではないかと指摘もある（cf., 荻谷ほか、2005）。つまり、多様化を志向する制度とそれがもたらす多様性ばかりに着目するのではなく、集権的な制度下における多様な取り組みについても同様に向き合っていく必要があると言える。

3. 小学校英語教育に関する全国調査の実施

小学校低学年における英語教育の実施状況について、これまでも複数の調査が行われてきた。代表的なものとしては、文部科学省が2008年度まで実施していた「小学校英語活動実施状況調査」がある。この調査では、当時に全国のおよそ8割の小学校で低学年において何らかの英語教育が実施されていたことが明らかになった。その後、文部科学省が公表している調査においては、小学校低学年の英語教育に関する記載がなくなっている。近年の状況については、サンプルサイズが小さいなど調査方法に限界はあるものの、いくつかの調査結果が低学年における英語教育がなくなったわけではないことを示している。例えば、2017年に全国の398の市町村教育委員会に、訪問調査や郵送・FAX・電話でのヒヤリングを実施したJ-SHINE(2018)によれば、低学年の年間授業時数について0~48時間までの例が報告されている。また、東京書籍(2023)は、小学校教員158名に対して質問紙調査を実施しており、低学年における英語教育を実施していないのは47校(29.7%)であり、また、実施している場合の授業時数は、多くの学校では一桁から20時間の間であったと報告している。いずれの調査からも、低学年において英語教育を実施している学校が多いこと、同時に授業時数に幅があることなどが示唆される。一方で、全国的な実施率など不明点も残されている。

本研究では、小学校低学年における英語教育の実施状況ならびにその地域差について議論すべく、全国のすべての市区町村1,738件を対象として質問紙調査を実施した。調査は筆者を研究代表者として2023年9月から10月に自記式の調査票を郵送する形で行われた。また、調査票は教育長宛に送付し、教育委員会内で最も回答に適した職員に回答してもらうよう依頼した。回収率は42.00%であった。なお、この調査票には小学校低学年における英語教育以外にも英語教育全般に関する質問項目が含まれており、その概要はすでに青田(2024)で報告されている。

4. 全国の自治体における小学校英語教育の実施状況

(1) 授業時数

授業時数は、先行研究においても報告されていた項目であり、どのような英語教育が実施されているのかを考察するうえで最も重要な点の一つである。調査票では、次のように尋ねた。「所管する平均的な小学校では、年間どのくらいの時間で外国語教育を実施していますか。」回答方法としては、年間授業時数を学年ごとに数字で記入してもらう方式を採った。その結果、1年次では275件(37.67%)、2年次では276件(37.81%)の回答が得られた。内訳としては、1年次と2年次の間に特に目立った差異は見られず、2つの学年で一体として英語教育が実施されている実態が示唆される。1年次について具体的にみると、平均が12.9時間(有効回答数は257件)であり、1か月に1時間程度の実施が一般的であると言える。一方で、31~35時間の範囲で回答した自治体も27件見られ、3・4年次の標準的な「外国語活動」と同様に週1時間実施している例も一定数見られた。授業時間にこれだけの差が見られることから、取り扱える内容や反復回数において自治体間に数倍の差があると言える。

(2) 位置付け・名称

次に、どのような枠組みで実施されているのかを見てみよう。学習指導要領には低学年で英語教育を実施するための枠組みは特に設けられていない。したがって、枠組みを尋ねることでどのように授業時数を捻出しているのかを知ることができる。つまり、他教科への影響を考察するための材料となる。調査票では、次のように尋ねた。「小学校の低学年で英語教育が実施されている場合、どのような位置づけ・名称で実施されていますか。」回答方法としては、教科か領域かを選択してもらい、あわせて先行研究をもとに作成した9つの選択肢から用いている教科名を選択してもらった。

その結果、3・4年次と同様に「外国語活動」としている例が139件(46.03%)見られた。続いて5・6年次と同様に「外国語」としている例が49件(16.23%)見られた。それ以外には「その他」を除いて1割を超えて採用されている名称は見られなかった。ここで注目したいのは「その他」である。「その他」は50件(16.56%)の自治体によって選択された。それに含まれる例としては、「生活科」、「学級活動」、「余剰の時間」、「道徳」、「特別活動」が代表的なものであった。他教科は、特に「生活科」が削減対象に選ばれやすいことが示唆される。

(3) 教材

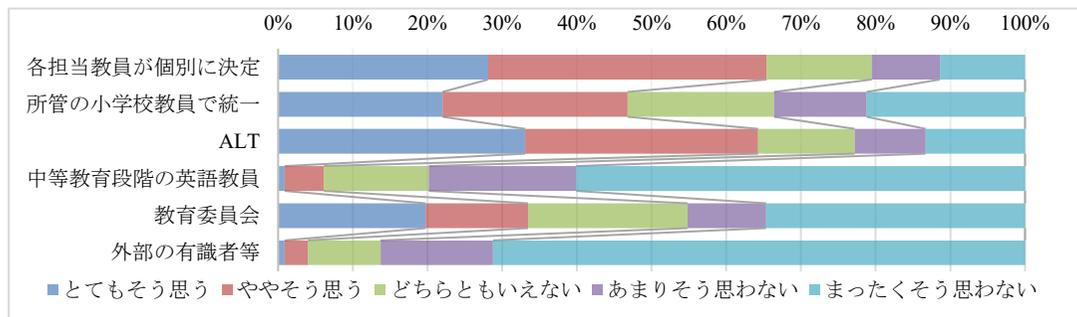
具体的な教育内容について考察すべく、教材についても調査票に項目を設けた。具体的には、次のように尋ねた。「小学校の低学年で英語教育が実施されている場合、使用教材は次のうちどれですか。(複数回答可)」回答にあたっては、7つの選択肢を提示し、該当するものを選んでもらう形を用いた。さらに、一部の選択肢には下位項目を設け、それについても選択を求めた。最も多い回答は「ALTが作成」の191件(60.06%)であり、次いで「各

担当教員が作成」の146件(45.91%)であった。ALTは基本的には教員免許を保有しておらず、さらに教育について大学等で学んでいない場合が多いことについては注意が必要である。そのような職員が多くの学校の教育内容に影響を与えていることは議論の余地がありそうである。また、「その他」の選択肢に設けた具体的な記述内容としては「支援員・指導員等が作成」、「ALT派遣会社作成」、「委託会社」、「ALTと自治体」、「オンライン英会話」などが見られた。「派遣会社」や「委託会社」が示すとおり、ALTのみならずALTを派遣する会社が組織的に影響を及ぼしている例も見受けられる。

(4) 教育内容を決めているのは誰か

最後に、上記の項目を補足すべく、教育内容を誰が決めているのかについての設問の集計結果を報告する。調査票では、次のように尋ねた。「低学年の英語教育について、教育内容はどなたが決めていますか。数字に○をつけてください。」結果として、とりわけ「各担当教員が個別に決定」と「ALT」の2つが肯定的な回答を集めていることが分かる。また、「とてもそう思う」に限っては「ALT」が最も多い結果であった。上記の項目で教材作成にALTが関わっていることから、教育内容への影響力を考察したが、こちらの項目でも同様の傾向が見られた。

図1 小学校低学年における英語教育の教育内容を決めている主体



5. 教育の機会均等と多様性のはざま

多様化を促進する様々な制度もあり、小学校低学年における英語教育は様々な形で全国に広がっていることが明らかとなった。本研究では、教育委員会からの回答をもとに分析したため、この結果以外にも教育委員会が把握していない学校独自の微細な取り組みも想定され、さらなる多様性が存在し得る。また、その教育内容や教材に関しても、ALTや民間企業への依存も確認された。それらの主体の協力を得ること自体は否定すべきことではないが、担当教員がその妥当性を判断できるだけの専門性を備えることも重要である。また、以上で示してきたような、多様性を孕んだ状態での低学年の英語教育がさらに多くの自治体に拡大すれば、過去の事例が示すように、今後これが制度化されることも考えられる。その場合、制度化以前の取り組みによって教材や実践の蓄積によって格差が生じることも想定されるため、慎重な導入と支援が必要な地域の見極めが重要になるとと思われる。

6. 引用文献

青田庄真 (2019) 「必修化以前にみる小学校英語教育の波及：地方分権化時代の自治体における教育内容・条件整備」 *Language Education and Technology*, 56, 211-240.

青田庄真 (2024) 「2023 年度における市区町村の英語教育政策：小学校低学年における英語教育を含む独自政策に関する全国調査」『茨城大学全学教職センター研究論集 (2023)』144-153.

J-SHINE (2018) 「2017 年 小学校英語教科化記念「教育委員会訪問調査」報告書」 <https://www.j-shine.org/wp-content/uploads/2018/04/e9fe20e0b7f34808f41841b652324b38.pdf> (2024 年 1 月 31 日閲覧)

荻谷剛彦・清水睦美・藤田武志・堀健志・松田洋介・山田哲也 (2005) 『脱「中央」の選択：地域から教育課題を立ち上げる』東京：岩波書店

大桃敏行・押田貴久 (2014) 『教育現場に革新をもたらす自治体発カリキュラム改革』東京：学事出版

寺沢拓敏 (2014) 『「なんで英語やるの?」の戦後史：《国民教育》としての英語、その伝統の成立過程』東京：研究社

寺沢拓敏 (2020) 『小学校英語のジレンマ』東京：岩波書店

東京書籍 (2023) 「データから考える教育情報最前線 小学校における外国語(英語)及び外国語(英語)活動の実施状況等に関する調査」 https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/ten_download/2023/2023089380.htm (2024 年 1 月 31 日閲覧)